

学生宿舍を退居されるみなさんへ(退居者) G棟

2024年3月に入居期間満了により、学生宿舍は退居となります。

別紙「学生宿舍の退居手続きについて」を熟読のうえ、以下の退居手順により手続きを行ってください。

退居に際しては、荷物をすべて搬出後清掃を行い、翌日以降、退居検査を受ける必要があります。

最終の退居検査日(最終退居日)は、卒業式・修了式の翌日となっており、今年度は、**3月23日(土)**です。

最も遅い日程であっても、最終退居検査日の前日までに引っ越し、掃除を完了してください。

なお、**3月15日**以降の退居検査は希望者が多いと予想されるため、また、来年度入居者の受け入れ準備のため、可能な方は、**3月14日**以前の退居検査をお願いします。

■退居手続

1. 検査希望日(土日祝日を除く。**ただし、3/23は可**))を決める。検査の前日までに引っ越しを完了する。

※最終検査日 3月23日(土)(検査は、**3月22日**以前も可能なため、早い日の検査をお願いします)

2. **2024年2月22日(木)**(学外実務訓練者は**2月28日(水)**)までにG棟事務室に次の書類を提出する。

※検査希望日の3週間前が2月21日より前になる場合は、3週間前までに提出

①学生宿舍退居願 ②住所変更届 ③学生宿舍(TUTグローバルウス)退居届

※なお、退居後も自動車やバイクで通学する場合は、あらかじめ車両登録申請書を学生課学生係に提出する必要があります。(あなたの駐車許可期間は宿舍の退居検査日までです。)

3. 退居準備

① **退居検査の前日までに荷物をすべて搬出し**、居室、備品、窓、扉、壁、床、エアコン、バルコニー等を清掃する。

② 共通スペースに置いている個人のは、片付け、処分をする。共通スペースは退居者で協力して清掃をする。

③ 家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機、エアコン)、バイク・自転車、大きなごみ(電子レンジ、ベッド、布団、マットレス、机、椅子、家具等)は各自で適切に処分し、決してごみ置き場等に放置(不法投棄)しない。

4. 退居検査

退居検査(入居者立ち会い)は、ダイワリビング(株)が行います。退居検査の時間は、入居者が大学に退居書類を提出後、ダイワリビング(株)から退居検査時間の照会がありますので、その時点で双方で決めてください。

① **退居検査の日時は、決定後、変更できません。**検査に間に合うよう、準備をしてください。

② 居室の鍵及びチェックリスト(G棟)は、退居検査後、すぐにG棟事務室に返却してください。

③ メールボックスの中身を空にしてください。

※居室、施設・備品のひどい汚れ、破損、紛失等があった場合は、ダイワリビング(株)から、原状復帰、購入・修理にかかる費用を請求されることがあります。

5. 預り金

3月退居の場合、3月分の宿舍経費の振替がありますので、入金しておいてください。(3月分寄送料・共益費、2月分光熱水料)

預り金は、3月分光熱水料を差し引き、残金は退居者の口座に5月末頃までに振り込みます。振り込みを確認するまでは、三井住友銀行豊橋支店の口座を**解約しないこと**。解約されていた場合、返還はできません。

【問い合わせ先】 学生課生活支援係

e-mail seikatsu@office.tut.ac.jp

電話 0532-44-6558(内線 6558)

学生宿舎の退居手続について G棟

提出書類	<input type="checkbox"/> 学生宿舎退居願	提出期限:2月22日(木) (学外実務訓練者は2月28日(水)) (厳守) ※検査希望日の3週間前が 2月21日より前になる 場合は、3週間前までにG棟事務室に提出
	<input type="checkbox"/> 住所変更届	
	<input type="checkbox"/> 学生宿舎 (TUTアロバMのs)退居届	※退居願について、GAC学部生は、指導教員印が必要
	<input type="checkbox"/> 誓約書・チェックリスト	退居検査後、すぐにG棟事務室に提出
住民異動届 (住民票の異動)	<p>市外・市内への引越の場合、宿舎内で移動した場合、2週間以内に市役所又は窓口センターに届け出てください。(近隣:高師台窓口センター(南消防署東))</p> <p>学生宿舎内居室移動者で、3/18~3/22に学生課生活支援係に提出した場合は、代理で学生課から直接、豊橋市役所に提出します。(マイナンバーカードを持っていない場合のみ)</p> <p>豊橋市外に転出する場合は、自分で市役所又は窓口センターで転出の届出を行い、新しい住所の市町村役場で転入手続きをしてください。</p> <p>※外国籍者は、本人での手続きが必要なため、自分で住所変更の手続きを行ってください。</p>	
転居届 (郵便の転送依頼)	<p>旧住所あての郵便物を1年間、新住所に転送してもらうため、郵便の転居届 (Web入力)を行ってください。</p> <p>郵便の転居届 https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/</p> <p>郵便の転居の手続きを行わず、退居後に届いた郵便は、廃棄または、差出人に返送となります。</p>	
宅配便 携帯電話・定期購読の雑誌 (学会誌、情報誌等)	<p>宅配便の登録住所は、早急に変更し、宿舎に届くことがないように注意してください。</p> <p>雑誌等を契約している場合には、必ず中止又は住所変更の手続きをしてください。</p> <p>退居後に届いた宅配便等は、廃棄します。</p>	
居室・施設・備品	<p>居室、施設、備品、壁・床、エアコン、流し台、シャワー室、トイレ、お風呂等に、ひどい汚れ、破損、紛失等は、掃除をし整備をしてください。</p> <p>なお、居室、施設、備品等を故意または不注意で破損・紛失、ひどい汚れがあった場合は、原状復帰、購入・修理にかかる費用を負担することになります。</p>	
退居時の居室清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、備品、窓、扉、壁、床、エアコン等を清掃する。 ・バルコニーを清掃する。 ・共通スペースに置いている個人のは、片づけ、処分をする。 ・共通スペースを掃除する。 ・清掃の際に出るゴミは、分別し、指定日時にごみ集積場所 (G棟用) に出す。 (新聞・雑誌はビニール紐等でしっかり縛ること) ・3月中旬頃からE棟北側にコンテナ (臨時設置期間のみ) を設置します。 ・このコンテナには、こわすゴミのみ入れることができます。組立のものは、分解し、小さくして入れてください。 ・大きなゴミ、90cmを超える家具、もやすごみ、プラごみ、危険ごみ、本等紙類は入れることができません。 	
大きなゴミ・リサイクル家電	<p>「大きなゴミ (布団、毛布、マットレス、電子レンジ、カーペット、こたつ、ベッド、机、椅子、家具、自転車等)」及び「リサイクル家電 (家電4品目: テレビ(モニター)、冷蔵庫、洗濯機(乾燥機)、エアコン)」については、宿舎ごみ置き場にはだせません。(不法投棄になる)</p> <p>別紙「大きなゴミ・リサイクル家電 (家電4品目) の処分方法」を参照し、自分で処分をしてください。</p>	

【裏面も確認してください】

<p>リサイクル家電の処分 (有料)</p>	<p>※リサイクル家電の処分には、入居者自身が、リサイクル料、収集運搬料の負担、事前に手続き等が必要です。 手続き等をせず、放置した場合は、不法投棄となり、処分されます。</p> <p>1. 家電小売店に問い合わせをする。 豊家電 0532-45-6521 (大学出入り業者)</p> <p>2. 豊橋市に戸別収集(有料)を依頼する。 家庭ごみコールセンター:0532-69-0530 ※詳細は、別紙「大きなごみ、リサイクル家電(家電4品目)の処分方法」を参照</p>
<p>自動車・バイク・自転車 (不法投棄は「犯罪」)</p>	<p>自動車・バイク等を廃棄する場合は、各自で責任をもって処分してください。 放置した場合には、警察に通報し、しかるべき対応をします。 なお、退居後も自動車やバイクで通学する場合は、学生課⑤番窓口で手続きをしてください。</p>
<p>3月分宿舍経費 (3/21引落予定)</p>	<p>3月分宿舍経費(2月分光熱水料+3月分寄宿料・共益費)の請求額を3月12日頃に掲示します。 3月19日(火)15:00までに必ず入金しておいてください。 (残額が1円でも足りない場合、振替ができないので注意してください。) 振替ができなかった場合は、各自で大学口座に振り込みしていただくことになります。</p>
<p>3月分光熱水料 預り金の返還</p>	<p>3月分光熱水料は入居時の預り金(4万円)から差し引きます。 差し引いた「預り金の残額」は、三井住友銀行豊橋支店の口座に振込みます。 残額が振り込まれたことを確認するまでは、三井住友銀行の口座を解約しないでください。 ※外国人留学生で三井住友銀行の口座が「非居住者」となっている場合は、1月末までに銀行窓口で「居住者」への変更を完了してください。 「非居住者」のままの場合、預り金を返還できないことがあります。</p>

大きなゴミ・リサイクル家電(家電4品目)の処分方法

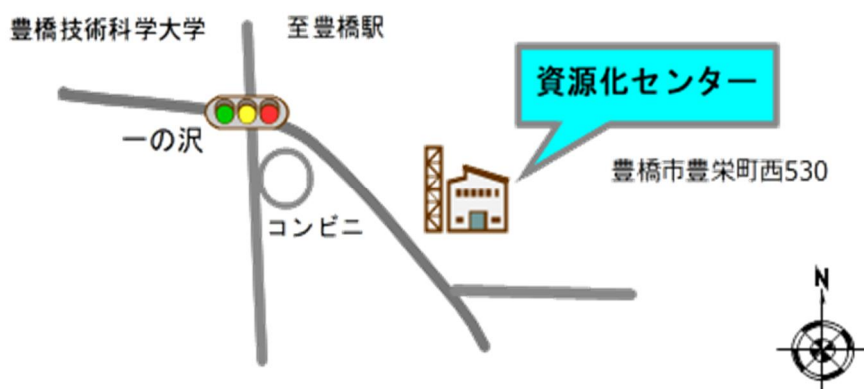
「大きなごみ」や「リサイクル家電(家電4品目)」を大学構内に捨てることはできません!

以下の方法で、自分で処分をしてください。

【大きなごみ】 資源化センターに直接持ち込み,または,戸別収集を依頼する

- 指定品目 布団,毛布,マットレス,電子レンジ,カーペット,こたつ,ベッド,机,椅子,自転車 等
- 指定品目以外
 - ・電気・ガス・石油機器類で一辺が60cm以上のもの
 - ・家具類で高さ90cm以上または幅120cm以上のもの
 - ・その他のもので一辺が120cm以上のもの

- 処分方法
- ①資源化センターに直接持ち込み・・・本人が持ち込むこと(身分証明書等を持参)
 - ②戸別収集(はじめての場合は,電話予約のみ)
 - ※ともに事前予約が必要
 - ・電話予約:家庭ごみコールセンター 0532-69-0530 月~金 8:30-17:00
 - ・インターネット予約 <https://gomi-yoyaku-toyohashi.jp/eco/view/toyohashi/top.html>



【リサイクル家電(家電4品目)】 テレビ,冷蔵庫・冷凍庫,洗濯機(乾燥機),エアコン

- ①~②のいずれかの方法で処分する。(リサイクル料金が必要)
- ① 家電販売店に引き取りを依頼する。(有料)
 - 豊家電(大学出入り業者) 0532-45-6521
 - ※引き取り希望日の1週間前までに申込みしてください。
 - ② 戸別収集を依頼する。(有料)
 - 電話予約:家庭ごみコールセンター 0532-69-0530 月~金 8:30-17:00
 - ※収集を希望する2週間前までに申込みしてください。

詳細は,豊橋市役所ホームページで確認

<https://gomi-yoyaku-toyohashi.jp/eco/view/toyohashi/top.html>

バイク・自転車について

転居先に運ぶ等,適切に処理してください。

※ 放置は,【不法投棄】に該当します。

自転車の所有権を放棄し,再利用に供する場合は,

【3月15日(金)まで】に学生課学生係で手続きを行ってください。

※自転車は,資源化センターに,直接自己搬入することで,大きなごみとして無料で引き取ってもらうことも可能です。

(詳細は,「大きなごみの処分方法」を参照)

※バイクは,各自で業者に廃棄を依頼する等,適切に処分をしてください。ナンバー登録に対応した所定の行政機関(地方自治体または運輸支局)で,廃棄の手続きを済ませないと,各種請求を受け続けることになります。

※バイク等の譲渡は,受け取り側が適正な手続きをしなかったり,放置する等トラブルが多く発生し,元の所有者が被害を被る場合があるため,さけてください。

【問い合わせ先】

学生課学生係

Tel: 0532-44-6553(内線:6553)